

平成28年第11回岐阜市教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成28年8月24日（水曜日） 午後1時30分から午後2時50分まで

2 場 所 もえぎの里

3 出席委員 川島委員長、中島委員、足立委員、武藤委員、横山委員、
早川教育長

4 説明のために出席した事務局の職員

若山事務局長、原事務局次長兼教育政策課長、
古田学校教育審議監兼学校指導課長、
内堀歴史遺産活用推進審議監兼社会教育課長、高井教育施設課長、
堀学校保健課長、大野岐阜商業高等学校事務長、
吉成図書館長、小森科学館長、大塚歴史博物館長、若山青少年教育課長、
新木中央青少年会館主幹（館長代理）、杉山市民体育課長、
河井教育政策課主幹、長谷川教育政策課主幹兼政策係長

5 職務のために出席した事務局の職員

後藤教育政策課副主査、波賀野教育政策課主任主事、山岡教育政策課主事

6 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の報告、修正及び承認

第3 会議録署名者の指名

第4 諸般の報告

(1) 岐阜市立図書館の開催する主な事業について（図書館）

(2) 展覧会「加藤栄三・東一 絵画の中の生き物たち」「モダンアート協会会員
中風明世展」等の開催について（歴史博物館）

※(3) 臨時代理の報告について（学校指導課）

※(4) 臨時代理の報告について（教育政策課）

第5 議事

(1) 第69号議案 平成27年度岐阜市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の報告について（教育政策課）

- (2) 第70号議案 岐阜市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について
(教育政策課)
- (3) 第71号議案 岐阜市一般会計補正予算に関する教育委員会の意見について
(教育政策課)
- ※(4) 第72号議案 岐阜市教育委員会附属機関委員の任免について (教育政策課ほか)
- ※(5) 第73号議案 岐阜市教育委員会臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員の任免について (教育政策課ほか)

7 会議に付した事件

「6 議事日程」のとおり。なお※の報告及び議案は、秘密会形式で審議した。

8 議事の経過

午後1時30分開会開議

○川島委員長 本日の出席者数は定数に達しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたしまして、平成28年第11回教育委員会定例会を開会いたします。前回の会議録は前回の出席者により只今承認をされました。本日の会議録の署名者には本日の出席者を指名いたします。本日、傍聴の方はいらっしゃいますか。

○波賀野教育政策課主任主事 いらっしゃいません。

○川島委員長 では傍聴者無しという事で議事を進めさせていただきます。それでは本日の議事日程をご覧ください。本日は報告事項が4件、議事が5件となっております。議事日程に秘密会で審議すべき案件が記載されていますが、このとおり扱うことにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○川島委員長 それではこの通り議事を進めさせていただきます。また報告(4)につきましては出席する職員を限定して行いますので、よろしくお願ひします。それでは日程第4の諸般の報告にまいります。報告(1)について説明をお願いします。

○吉成図書館長 (岐阜市立図書館の開催する主な事業について説明)

- ・文学ライブ「岐阜を舞台にした文学 - 岐阜を訪れた作家たち-
- ・みんなの図書館 おとなの夜学
- ・子ども司書の富山市立図書館の訪問

○川島委員長 只今の報告について質問や意見がある方はよろしくをお願いします。

○武藤委員 子ども司書の富山市立図書館への訪問についてですが、富山市立図書館でも、お子さんが子ども司書のようなかたちで図書館に関わっている事から、両図書館の子ども同士の交流となったのでしょうか。

○吉成図書館長 私達もそれを期待して、富山市立図書館の館長にもお目にかかって、こうしたグループを富山市立図書館でも作って交流できないかという話をしました。ただ、富山市立図書館は子どもではなく大人に力を入れており、岐阜は子どもから大人へと向かう道を作っていると話をしたところです。今回の訪問は新聞等でも紹介されて脚光を浴びていますので、これからキャッチボールが始まっていくのかなと期待しています。

○武藤委員 ありがとうございます。

○川島委員長 去年、この図書館へ視察に行かせていただき、大変素晴らしい建物や運営と、町の中心部にあり町の賑わいの一角を成している図書館という事で参考になりました。

私の方から一点申し上げます。「おとなの夜学」は大変興味を持って見させていたいただいているのですが、「岐阜市不思議巡り」をご担当されるオカルト研究家の山口さんは柳ヶ瀬お化け屋敷をプロデュースされた方ですね。

○吉成図書館長 そうです。

○川島委員長 蒲さんの、肩書は「岐阜の妖怪研究者」になったのですか。「長良川おんぱく」等をやっている蒲さんですよね。この方、大変活発にまちづくり活動をされていて岐阜でも有名な方ですから、「岐阜の妖怪研究者」というご紹介でよかったのかなと思いましたので。

○中島委員 初めて知りました。

○吉成図書館長 実はかなりお好きなようです。

○**足立委員** ご自分で仰っているのですか。

○**吉成図書館長** 自称だと思います。

○**早川教育長** 「おとなの夜学」のポスターは誰が作ったのですか。

○**吉成図書館長** 蒲さんが代表を務めているNPO法人ORGANのデザイナーが作りました。

○**早川教育長** デザイン料金を支払っているのですか。

○**吉成図書館長** 委託料に含まれています。

○**早川教育長** 「おとなの夜学」はポスターとして出来がいいなと思っていたら、やはり我々が作ったものではなく専門家が作ったという事です。歴史博物館や科学館などにもセンスのいい人たちはいますから、更にブラッシュアップしたセンスの良いポスターにしていくようお願いします。

○**川島委員長** 他によろしいでしょうか。ありがとうございました。続いて報告(2)に移ります。歴史博物館からお願いします。

○**大塚歴史博物館長** (展覧会「加藤栄三・東一 絵画の中の生き物たち」「モダンアート協会会員 中風明世展」等の開催について説明)

○**川島委員長** ありがとうございました。ご説明いただいた件について質問や意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

続いて、報告(3)に先立ちまして公開部分の審議を行います。日程第5議事の第69号議案について説明をお願いします。

○**長谷川教育政策課主幹兼政策係長** (平成27年度岐阜市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の報告について説明)

○**川島委員長** ありがとうございました。本議案につきまして、質疑及び討論を行います。ご発言のある方はお願いします。

○**横山委員** 今回、事務点検評価委員会委員はどなたが担当されたのですか。

○**長谷川教育政策課主幹兼政策係長** 3名の方にお願ひしました。お一人目が岐阜大学教職大学院でカリキュラム論をご専門にされている田村知子先生です。お二人目が岐阜聖徳学園大学教育学部で道徳哲学をご専門にされている龍崎忠先生です。お三人目が朝日大学の服部哲明先生で、かつて県立岐阜商業高校の校長をされており、今は朝日大学で会計学を教えていらっしゃる先生です。

○**川島委員長** その3名の方には、どの程度の時間をかけて点検評価をしていただいたのですか。

○**長谷川教育政策課主幹兼政策係長** 委員の皆様には事前に資料をお渡ししました。年度によって異なるのですが、去年は半日の会議を2回行いました。今年度は半日の会議を1回行ったのですが、昼の1時からスタートして夕方の6時位まで続けるというかたちです。

○**川島委員長** 重要な案件だと思いますので、ご発言がありましたらよろしくお願ひします。

○**中島委員** 12ページの幼保小連携ですが、公立の幼稚園や保育園と公立の小学校の先生方が交流していらっしゃるのですか。

○**河井教育政策課主幹** 今年も8月26日に、幼保小の合同研修会を開催する予定となっております。専門的な知識を持った方から講話をいただきます。連携を大事にして、現場で感じている事や自分の仕事の悩みについても共有できたらよいと考えています。

また、冬にもそれぞれ同じ形態で現場の先生が困っている事をテーマにした研修会を開催して、幼稚園・保育園の先生方のスキルアップを第一に考えていきます。

○**中島委員** それは公立のみですか。

○**河井教育政策課主幹** 私立もやっています。

○**中島委員** 私立との交流もやっっているのですか。

○**河井教育政策課主幹** はい、やっています。

○**中島委員** いいと思います。ありがとうございます。

○**川島委員長** この報告書の公開はどのように行う予定ですか。

○**長谷川教育政策課主幹兼政策係長** 9月議会が始まる時に市の公式ウェブページに掲載しています。あとは、市議会に報告となっていますので、全議員に対して9月議会で配付しています。

○**川島委員長** 9月の議会で全議員に配付して、それに合わせて情報をホームページ上で公開をするという事ですね。市議会議員の皆さんに、こういったものを事前にご説明にあがる機会がありますか。

○**長谷川教育政策課主幹兼政策係長** 開会日にご説明させていただいています。

○**川島委員長** 有識者の意見やそれへの対応等、大変詳細な点検となっていますが、公開状況をお伺いする中で、この報告書をしっかりと読んで理解していただける方がどの程度いるのかと思う部分もあります。

興味がある項目を当たって詳細な結果を知りたい人には効果のあるまとめ方だと思いますが、全体像が把握しづらいという印象を持ちました。私は資料をいただいた時に、最初に要約がどこにあるかを探す癖があるのですが、内容を一つひとつぶさに見ていくしか無かったと感じたので、これを公開して周知して理解していただくという事を是非一考してもらいたいです。

サマリーのようなものが付いているとより分かり易いだろうと思います。中身については、本当によく出来ているなというのが率直なところですので、是非議員の皆さんにもご承知いただいて、ご意見いただければというように思います。何かこの件について、ご意見があればお願いします。

○**早川教育長** 横山委員にお聞きしたいのですが、大学でもこうした点検や評価ということを厳しくやっていたらと思いますが、いかがでしょうか。

○**横山委員** 大学法人自体が年に一回の評価を受けています。1期6年の中で毎年評価を受けますし、4年経過した時点で暫定評価をしています。

○**早川教育長** それは国が評価するのですか。

○**横山委員** 国の評価委員会です。

○**早川教育長** 評価項目はこうしたルーブリックのようなものでしょうか。

○**横山委員** そうです。基本的には4段階で評価することとなっています。自己評価したものを提出して、最終的には評価委員会に報告しています。

○**早川教育長** ルーブリック自体は国が作っているのですか。大学がルーブリックを作っているのですか。

○**横山委員** 国がルーブリックを作っています。

○**早川教育長** 川島委員長のような企業ですと売上高や利益の比重が大きいと思いますが、その他にこうしたルーブリックのような評価はあるのですか。

○**川島委員長** 財務諸表における経営数値は偽りのない数字として出てきますので疑う余地はないのですが、一方で与信評価ということをしています。その会社に対して与信、つまり物を売ったりお金を貸したりしてよいかどうか調べる事を与信評価と言います。この与信評価については、定量的な評価と定性的な評価を必ず行います。先ほど言った財務諸表については正に定量的な評価で点数をつけるのですが、もうひとつ重要視している点が定性的な部分です。簡単に言うと、この経営者は真面目かどうかといったところまで点数化して、事業評価・会社の評価を行うということが多いです。

教育施策を定量的に数値だけで測るのは難しい事ですが、今までの評価方法があまりにも定性的なものに偏っていたから、客観的な数値を用いて評価しなさいという流れだと思います。企業は銀行や取引先から格付けをされますので、教育施策と企業の評価は若干趣きが違うと思います。

それにしても、これだけの報告書を作ろうと思ったらかなりの事務量ですね。

○**長谷川教育政策課主幹兼政策係長** 実際に作業をしている点ですが、事業の担当課において加筆や修正すべき箇所があるにも関わらず、なんとなく去年の原稿の数字だけを置き換えてくるなど、事務を改善するための作業ではなくなっているケースがあります。

あくまで事務を改善していく為の作業として認識してやっていく必要がありますが、今の方法ではどのあたりで改善が図れるのか明確ではないので、やるからには意識をして最終的に市民の皆様にはサービスの改善という形で還元出来るような内容

でないといけないと思います。

○川島委員長 今のご説明は私も同感です。全体の評価の総括が欲しいと申し上げましたが、この中で何が問題点で何を優先して改善すべきなのか、或いはどういった点が優れていてその点を岐阜市の教育行政の特徴として今後どのように伸ばしていけばいいのかを把握する事が大事だと思います。

お話の通りで、評価の為の評価であってはいけないという事だと思います。更によく言うと、企業は格付けや評価というものははっきりと出る分、何をすれば格付けが上がるか、何をすれば業績があがるかについて目標を明確に持ちやすいという部分があります。問題点があるのか、どこを優先的に改善するのか、どこを長所として伸ばしていくのかについて評価をできる体制、或いはそういった点をはっきりと反映できる評価報告である事が望ましいと思います。

○長谷川教育政策課主幹兼政策係長 要約という非常に良いアイデアをいただきました。そういったものも取り入れながら改善を図っていきたいと思います。ありがとうございました。

○川島委員長 それでは第69号議案について他にご意見はありますか。

○武藤委員 昨年度の評価委員から出た意見に対する対応状況が4ページから9ページにかけて記載してあります。やりっぱなしではなく、しっかりと報告している事だと思いますが、この対応状況について評価委員の先生方はご覧になっているのでしょうか。なっているとすれば、評価委員の先生方から見てこの対応は確かにそうだと感じるのか、いやまだまだといったご意見になるのか、そのあたりを教えてください。

○長谷川教育政策課主幹兼政策係長 評価委員の皆様にはこの通り報告をさせていただきました。ただ、今回4ページから9ページに記載の部分について、今年度は特段ご意見を頂戴しておりません。反省としましては、指摘に対して「こうしました」という単年度のやり取りで終わってしまっていることです。

指摘や助言は毎年いただいていますので、それらを経年で追いかけてながら、進捗を見ていくといった整理の仕方が必要だと考えています。

○武藤委員 ただ今のご説明は非常に大事なところで、とりあえず「こう言われたからこうしました」という事になりがちなところがあります。もちろん、ある程度達成したところは外していけばいいと思いますが、単年では結果がなかなか出ない

ものについては対応が必要です。何年程度で見ておけばいいのか目途をつけて、経年的に進めていくのもひとつの手だと思いました。検討していただければと思います。

○長谷川教育政策課主幹兼政策係長 ありがとうございます。

○川島委員長 よろしいでしょうか。それでは議決に入りたいと思います。第69号議案について、原案の通り決する事にご異議はありませんか。

(異議なしと声あり)

○川島委員長 それでは異議なしという事で、第69号議案は原案のとおり可決させていただきます。続いて第70号議案の説明を教育政策課からお願いします。

○長谷川教育政策課主幹兼係長 (岐阜市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について説明)

○川島委員長 本原案につきまして質疑および討論をお願いします。これまで辞令というのはシステムから自動で出力されていたのですか。

○長谷川教育政策課主幹兼政策係長 いいえ、ワードなどのワープロソフトで任命権者の名称と被任命者の氏名・職名などを記載して、そのままプリンタに出力して押印するという事をしていました。

○川島委員長 それが今後はシステムから自動で打ち出されて、それに対して電子での署名・押印がされるという方法に更新されるわけですね。

○長谷川教育政策課主幹兼政策係長 人事給与システムのデータをそのまま出力できる仕組みにしたいと考えています。

○川島委員長 余談で申し訳ないのですが、以前にそういう仕事をしていたので懐かしく思います。「わたなべ」という名字が難しく、しんにようでも点が2つだったりしますから、それらを全部直していました。辞令には、人事担当者は一方ならず思い入れを持ちますので、絶対に誤りが無いように、漢字が無い場合はドットで作っていました。アウトプットされた辞令は、間違いないものかどうか担当で夜なべをして読み合わせをやったという記憶があります。

今後、市役所全体がそうしたシステムになるのですか。

○長谷川教育政策課主幹兼政策係長 一斉更新ということです。

○川島委員長 分かりました。本件についてご発言はよろしいでしょうか、なければ採決を行います。第70号議案について原案の通り決する事にご異議ありませんか。

(異議なしと声あり)

○川島委員長 それでは第70号議案は原案のとおり可決させていただきます。続いて第71号議案について説明をお願いします。

○原事務局次長兼教育政策課長 (岐阜市一般会計補正予算に関する教育委員会の意見について説明)

○川島委員長 ありがとうございます。本原案につきまして質疑及び討論を行います。ご発言のある方、お願いします。

○足立委員 お聞きしたいのですが、購入する土地については購入時に土壤を調べるような事はしないものなのでしょうか。

○原事務局次長兼教育政策課長 土壤汚染対策法上は、例えば、その土地にクリーニング店があったとか、病院があったという場合は汚染されている可能性がありますので、そういう土地についてはきちんと調べなさいという義務が課せられています。

今回の事例は、農業協同組合の店舗が建っていた土地ですから、汚染されていると想定されない場所ですので、法律上調べる必要はありません。そのため調べずに購入したのですが、実はこの土地は地盤が緩いため深く掘ってそこから出てきた土を外に出さなくてはならなくなりました。そこで、処理業者が土壤を外に出す際に、この土地が汚染されていないかどうかを市に聞いてくるわけです。その場合、法律上調べなくてはならない事になっていますので実際に調べてみたら、自然由来だと思いますが、ヒ素が検出されたことが分かったものですから、このような処置になりました。

○足立委員 土を外に出すためには土壤調査をしなくてはいけないが、ただ建物を建てるだけならその義務は無いということですね。

○原事務局次長兼教育政策課長 問題無いです。

○足立委員 ぎふメディアコスモスの場合は土を外に出すからという事ですか。それとも、岐阜大学附属病院の跡地だからということですか。

○若山事務局長 岐阜大学附属病院の跡地は元々国ですので、国がしっかりと調べた上で岐阜市が譲り受けました。今度の湊町の立体駐車場は元々県のもので、県の総合庁舎があった土地を県から購入しましたから、調査というものは事前に行っていませんでした。今回は、工事をやるに際して土を外に搬出するという事で測定したところ、基準値以上のヒ素が出たという事です。

○足立委員 ありがとうございます。

○川島委員長 他にご意見はよろしいでしょうか。今回の事を踏まえて、今後の土地の取得に関する方針として何か変更されることはありますか。

○原事務局次長兼教育政策課長 その点は、今回の教育委員会に限った案件だけでなく今後も同様の事例が発生する可能性がありますので、市の管財担当部局が土地の売買に関する指針を策定して、土壤汚染物質が出た場合には相手方に一定の基準に基づきその処理費用の負担を求めるといった方針を示しました。

今後は、その指針に基づいて契約を結び、実際に汚染物質が出た場合は、処理費用の負担を相手方に求めて行くといったかたちになると思います。

○足立委員 最初に契約しておけば、相手方に土壤汚染に対する負担を求める事も可能という事ですか。

○川島委員長 民間でいうと、安全な取引のために土壤調査の結果書をつけて売却するケースが多いかと思います。

それから、これは武藤委員のお話になるかもしれませんが、瑕疵に関する担保・不担保に関して事前に契約するという事です。購入時に予見出来なかった、或いは判明しなかった瑕疵について、負担に関するルールを決めておくという事を不動産の売買時に定めておく事は重要な手続きだと思います。

今回ご報告の案件については手続き上の齟齬はなく、今後の土壤改良に関する負担はこちらが負うべきものとして、資料のとおり予算化してやっていくという事でしょうか。

○原事務局次長兼教育政策課長 この3,000万円は、岐阜市が負担して処理していくのですが、相手方に対する補償等については今後話し合っていく事になるかと思えます。

○川島委員長 分かりました。武藤委員にお聞きしたいのですが、このような案件は多数ありますか。

○武藤委員 多いかどうかは分かりませんが、往々にしてあると思います。ですから、予め契約で定める事ができるものであれば定めておいた方がいいと思います。

○川島委員長 今日、こちらへ来る前に建設関係のコンサルティング会社の方が、私の会社の社長室に来て写真を多数撮っていきました。どういう事かというと、今、市が忠節橋通りの拡張工事を進めていて、会社がある建物のすぐ近くを流れる正木川を拡幅するのですが、杭打ち等の工事があるのでビルに影響が出るかもしれないから様々な所の写真を撮っておいて、後から工事のせいでこうなったと言われられないようにしているわけです。私の部屋まで撮りに来るということなので、私の部屋はいいよと言ったのですが、何かあった場合、この部屋については除外しますので書類にサインしてくださいという話になるのです。

このように道路関係ですと、近隣のビルについて建物の中に立ち入って全部写真を撮るところまで将来の対応をしています。それを考えると、今回の件を踏まえて土地の取得に関しても対策を考えておくべきだと思いました。

皆さん、意外に思うかもしれませんが土壌改良はとてもお金がかかります。この案件はかなり限定して値切っています。深さも2段階に分けていますし、慎重に見たらもっとやらないといけないかもしれません。

○原事務局次長兼教育政策課長 土地を9分割した内の2か所から検出されたためこのようになっています。全体から検出されていたらもっとかかっていたと思います。

○川島委員長 土を運び出してそれを処理するところまでコストに含まれるという事で、不動産売買の中で今、土壌汚染に関する問題はネックになるという事を承知して今後進めていかななくてはいけないところです。

他にご発言があればお願いします。よろしいでしょうか。それでは、第71号議案について採決を行います。原案の通り決する事にご異議ありませんか。

(異議なしと声あり)

○川島委員長 それでは、第71号議案について原案のとおり可決します。以降の報告及び議事は秘密会で進行します。日程第4の諸般の報告3についてご説明をお願いします。

(削除)

○川島委員長 よろしいでしょうか。

それでは本日の議事を終了させていただきます。最後に次回の会議の日程を確認します。次回の会議は9月29日の水曜日、午後1時30分から、場所は岐阜大学附属小中学校を予定しています。詳細につきましては事務局からご連絡をさせていただきます。それでは、以上をもちまして本日の会議を閉会します。ありがとうございました。

午後2時50分 会議終了